

「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する
省令（案）」に対する意見募集結果

平成19年6月
環 境 省

この度、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令（案）
について、広く国民の皆様から意見を募集した結果をお知らせします。

1．意見募集の概要

(1) 意見の提出の期間

平成19年3月27日（火）から4月25日（水）

(2) 意見の提出方法

電子メール、郵便、ファクシミリ

(3) 意見の提出先

環境省大臣官房総務課ダイオキシン対策室

2．意見募集の結果

3件（提出者数 3名）（意見の件数は、今回の意見募集に関するものにつ
いて同種の意見を整理した後のものです。）

3．御意見の概要と対応方針

提出された御意見の概要及びそれへの考え方については別紙の通りです。

(別紙)

意見の概要	意見に対する考え方
<p>改正後の換算表は、試料採取した日が施行日以降であるものに適用されるのか、あるいは、GC/MS測定をした日、報告書の発行日なのかを明確にしてほしい。</p>	<p>今回改正した測定方法は排出基準に係る測定方法であり、施行日以降に排出された排出ガス、排出水に適用されることとなります。</p> <p>なお、法第28条第3項に基づく報告は、施行日以降に行われた測定(採取)について改正後の様式を使用することとしています。</p>
<p>2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性への換算において、それぞれの異性体の測定量が定量下限未満である場合に、異性体の測定量を0として処理せずに、定量下限値の1/2として算入すべき。</p>	<p>排出基準については、罰則を伴う規制を行うものであるため、十分な精度が得られていない定量下限未満の値を前提とすることはできないと考えています。</p> <p>なお、大気、水質、水底の底質の環境基準については、検出下限未満の異性体については検出下限の1/2の値を用いて毒性等量を算出しています。</p>
<p>WHOの推奨する別表第三のTEFリストに我が国特有の分布で大量に環境中、食品中に存在する、1,3,6,8及び1,3,7,9 TeCDDを加えるべきである。</p>	<p>ダイオキシン類の毒性等量の考え方は、WHOをはじめとする国際的な通例により、ダイオキシン類の全ての異性体を対象に毒性等価係数を用いて評価したものとしています。</p>